

小国町障害者活躍推進計画

機関名	小国町
任命権者	小国町長
計画期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和7年度～令和11年度（5年間） ・ 計画期間内においても、毎年度、取り組み状況等を把握、検証し、必要に応じて計画の見直しを行う。
作成主体	<p>小国町には町長部局、教育委員会等を任命権者とする機関があるが、採用や人事管理を町長部局で一元して行っていること、また、町全体で障害者の活躍推進に向けた取り組みを推進することが望ましいと考えられることから、各機関統一的な計画として「小国町」で計画を作成する。</p>
小国町における障害者雇用に関する課題	<p>小国町は令和6年度法定雇用率が未達成であるため、法定雇用率を達成する必要がある。</p> <p>今後、障害者を対象とした職員採用を計画的に実施するとともに、障害者である職員が活躍できるような環境を整え、更なる体制整備や各種取組が必要である。</p>
目標	
1. 採用に関する目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 正規職員と会計年度任用職員ともに、計画的に職員採用を行い、法定雇用率を達成する。
2. 定着に関する目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職場環境等を理由とする不本意な離職者を極力生じさせない。
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者雇用推進者として総務課長を選任する。 ・ 組織内の人的サポート支援体制を整備し、他の関係機関との連携、役割分担、相談先等を整理し、関係者間で情報を共有する。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現に勤務する障害者や今後採用する障害者の能力や希望を把握し、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期的な面談等により、必要な配慮や支援を把握し、継続的に必要な措置を講じる。 ・ 措置を講じる際には、障害者からの要望を踏まえつつも過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 ・ 募集、採用において、以下の取扱いを行わない。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ○ 自力で通勤できることといった条件を設定する。 ○ 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ○ 「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ○ 特定の就労支援機関からのみの受け入れを実施する。
4. その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。